

片品村の 子育てブック





子育て支援の主な担当部署

◎子育て世代包括支援センター： TEL：0278-58-2142
(健康管理センター内)

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て中の家庭を地域でサポートする施設です。保健師と保育士がいますので、お気軽にお声かけください。

◎役場保健福祉課（福祉係）： TEL：0278-58-2115
◎保健福祉課（保健係）： TEL：0278-58-2118
◎片品保育所： TEL：0278-58-3172
◎尾瀬じどうかん： TEL：0278-58-3985
◎役場住民課： TEL：0278-58-2116
◎教育委員会事務局： TEL：0278-58-2144

◎片品村公式ホームページにも、子育て支援に関する情報が掲載されております。
是非ご活用ください。 >> www.vill.katashina.gunma.jp

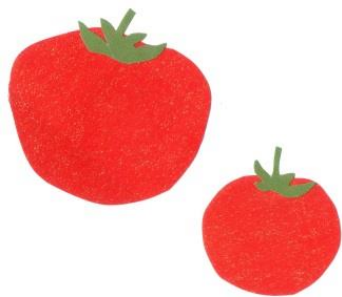
◎留意点

本ブックの内容は最新情報を掲載するよう努めておりますが、まれに法や条例の改正で制度が変わり、金額や申請方法などに変更が生じる場合があります。申請などを行う場合はその点をご留意いただき、ご不明点は各担当までお問い合わせください。





利根沼田エリアの病院一覧



◎ 村内医療機関

利根中央病院 片品診療所

片品村鎌田 3 9 4 6 - 6 7

TEL: 5 8 - 3 9 1 0

星野医院

片品村鎌田 3 9 7 3

TEL: 5 8 - 2 0 1 8



◎ 沼田市小児科

青木クリニック

沼田市高橋場町 2 0 4 8 - 3

TEL: 2 4 - 1 1 2 2

石田医院

沼田市馬喰町 1 2 1 4

TEL: 2 2 - 2 4 7 7

内田病院

沼田市久屋原町 3 4 5 - 1

TEL: 2 3 - 1 2 3 1

金子医院

沼田市白沢町平出 7 6 5

TEL: 5 3 - 2 0 0 8

久保産婦人科医院

沼田市高橋場町 2 0 3 1 - 4

TEL: 2 3 - 1 3 6 0

こうだ医院

沼田市材木町 1 5 6

TEL: 2 2 - 5 3 3 3

塩崎医院

沼田市清水町 4 2 1 1

TEL: 2 2 - 2 4 5 1

つのだ小児科クリニック

沼田市西原新町甲 1 2 2

TEL: 2 2 - 3 1 6 3

利根中央病院

沼田市沼須町 9 1 0 - 1

TEL: 2 2 - 4 3 2 1

沼田病院

沼田市上原町 1 5 5 1 - 4

TEL: 2 3 - 2 1 8 1

藤塚クリニック

沼田市高橋場町 2 1 5 0 - 1 1

TEL: 2 3 - 7 3 0 0

つのだ医院

沼田市久屋原町 114-1

TEL: 2 5 - 3 1 1 1

◎ その他

沼田利根医師会

休日夜間急患診療所 (内科・小児科)

TEL: 0278-24-1199

休日診療 (日曜日、祝日、年末年始)

夜間診療 (現在、休止中)

利根沼田広域消防本部

救急病院案内

TEL: 0278-24-0099





こんな心配、こんな困った。どこへ相談？

▼からだについて

身体測定をしたい、体が小さい、ハイハイができない、歩かない、言葉が遅い、発達が心配など

▼健康について

予防接種、お医者さんのかかり方など

▼遊びや友達について

友達と仲良く遊べない、親から離れられない、いじめなど

▼こころについて

落ち着きがない、わがまま、おとなしすぎる、気になる癖、育てづらいなど

▼親自身について

しつけ／叱り方に迷っている、近所や親類に他の家と比較される、子どものことを話す相手がいない、育児不安、子どもが可愛いと思えない、DV（ドメスティックバイオレンス）など

▼生活について

夜泣き、寝る時間が定まらない、しつけに悩んでいるなど

▼食事について

母乳・ミルクの与え方、離乳食の作り方や与え方、好き嫌が多い、食べすぎ、食事のしつけなど

→相談は

子育て世代包括支援センターへ

☎ 5 8 - 2 1 4 2

▼保育所入所について

→問合せは、片品保育所へ

☎ 5 8 - 3 1 7 2

▼教育・就学について

→問合せは、教育委員会事務局へ

☎ 5 8 - 2 1 4 4



市外局番は
すべて
0278です。



▼ぐんま妊娠SOS ((公社)群馬県助産師会)

思いがけない妊娠…あなたの困ったに経験豊富な助産師が相談に応じます。

〔電話〕毎週 月・水・金・土曜 18:00-21:00

☎ 027-289-4323

〔メール〕「ぐんま妊娠SOS」ホームページ内

メールフォームやLINEから相談できます。

▼助産師による女性の健康相談

性感染症、婦人科疾患、心身の不調、気持ちが落ち込む、思春期・更年期障害など

毎週 月・水・金曜 (祝日、年末年始除く)

13:00-16:00

☎ 027-289-4339

▼こども医療でんわ相談 (県庁医務課)

子どもの急病時の医療機関のかかり方、家庭での対処方法についての相談を保健師・看護師が電話で相談に応じます。

月～土 18:00-翌朝8:00

日、祝日、年末年始 24時間受付

☎ #8000 (携帯電話・プッシュ回線から利用可)

※ダイヤル回線・IP電話等をご利用の方は携帯電話からおかけください。



▼夫やパートナーからの暴力、人間関係や生活上の相談

群馬県女性相談支援センター

(配偶者暴力相談支援センター)

月～金 9:00-19:30

土 10:00-17:00

日 13:00-17:00

※弁護士によるDV法律電話相談は、予約制となっています。

☎ 027-261-4466

(祝日・年末年始除く)

▼こどもホットライン24 (中央児童相談所)

子どもに関する24時間電話相談窓口

(24時間・年中無休)

☎ 0120-783-884

携帯からは027-263-1100

✉ kodomo-soudan@pref.gunma.lg.jp

▼児童相談所 (北部児童相談所)

子どもに関する相談窓口

月～金 8:30-17:15 / 祝日年末年始を除く

☎ 0279-20-1010

▼児童相談所全国共通ダイヤル

子どもたちや子育てに悩む保護者のSOSの声をいち早くキャッチ。

☎ 189

189番にかけると、お近くの児童相談所につながります。厚生労働省の管轄です。



目次



1. 妊娠がわかったら

1) 母子健康手帳の交付	----- 1
2) 妊婦健康診査	----- 1
3) 不妊治療費又は不育医療費助成	----- 1
4) 出産応援給付金（妊婦のための支援給付）	----- 1

2. 生まれる前の準備

1) 母親学級	----- 2
2) 両親学級	----- 2
3) 親子歯科クリニック	----- 2
4) おもいやり駐車場	----- 3
5) 子育て応援パスポート「ぐ〜ちょきパスポート」	----- 3
6) 助産制度	----- 3

3. 赤ちゃんが生まれたら

1) 出生届	----- 4
2) 健康保険の加入手続き	----- 5
3) 小児医療費助成制度	----- 5
4) 児童手当	----- 6
5) 出産育児一時金の支給	----- 7
6) 子育て応援給付金	----- 7
7) 出産祝い金	----- 7
8) チャイルドシート購入補助費	----- 8
9) 未熟児養育医療制度	----- 8
10) 低出生体重児の届出	----- 8
11) 産後ケア事業	----- 8



出生後、手続きが
沢山あるように見えますが、
3の1)～5)は役場にて
30分ほどで終わります。
ご安心を＊



目次



4. 乳幼児の健診や健康管理

- 1) 家庭訪問（新生児／乳幼児訪問指導）----- 9
- 2) ベイビーサロン（乳児相談）----- 9
- 3) 乳幼児健診----- 10
- 4) 健診後のサポート----- 10
- 5) 予防接種----- 10・11

5. 子育て支援

- 1) おかあさんみんなあつまれ----- 12
- 2) 尾瀬じどうかん----- 12
- 3) 子育て応援パスポート「ぐ〜ちょきパスポート」----- 13
- 4) 保育所の子育て支援----- 13
- 5) 保育所の園庭開放事業----- 13
- 6) 一時預かり保育事業----- 13
- 7) 保育所への入所----- 14

6. 学校教育（小学校入学以降）

- 1) 就学時健康診断----- 15
- 2) 新入学手続き----- 15
- 3) 小学校入学後の子育て支援----- 15
- 4) 転校手続き----- 16
- 5) 就学援助----- 16
- 6) 片品村教育ローン利子補給交付制度----- 16

7. 発育支援の必要なお子さんのために----- 17

8. ひとり親家庭のために----- 18





1. 妊娠がわかったら



片品村では健やかに安心して妊娠期を送れるよう、母子の健康を見守るとともに様々なサポートをしています。

1) 母子健康手帳の交付



医療機関から発行される「妊娠届出書」を持参し、片品村子育て世代包括支援センターで「妊娠の届出」をしてください。母子健康手帳が交付されます。手帳交付の際、保健師が相談をお受けしています。母子健康手帳は、妊娠経過から出産までのお母さんのこと、お子さんの健康診査の結果や予防接種の記録など、お子さんの発育記録にもなります。大切に保管し、活用してください。

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

2) 妊婦健康診査



妊婦健康診査とは、安全に出産するため、定期的に妊婦さんや赤ちゃんの健康状態を確認するものです。母子健康手帳を交付するとき、妊婦健康診査受診票 14 回分（血液検査／血圧測定／尿検査／超音波検査 等）、妊婦歯科健診 1 回分、新生児聴覚検査受診票 1 回分、産婦健康診査受診票 2 回分、1 ヶ月健康診査受診票 1 回分をお渡しします。

妊婦健康診査受診票は、妊婦健康診査を受けるときに医療機関窓口に提出してください。県内の医療機関で使用できます。尚、県外の医療機関に通院または里帰りされる場合、健診費用は助成されますので償還払いの手続きをしてください。

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

3) 不妊治療費又は不育医療費助成

片品村では不妊治療又は不育治療を受けている夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療に要する医療費の助成を行っています。申請は事後ですが、事前に問い合わせいただく必要があります。詳しくは子育て世代包括支援センターへお問い合わせください。

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

4) 出産応援給付金

全員
対象

国が創設した出産・子育て応援交付金に基づき、すべての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう「伴走型の相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施しています。出産応援給付金(妊婦1人あたり5万円)の給付には、妊娠届出時の面談実施と申請書の提出が必要です。

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142



2. 生まれる前の準備



1) 母親学級

村では、初産婦を対象として、妊娠期間中に2回、母親学級を実施しています。妊娠中の過ごし方や出産に向けての準備、赤ちゃんの育て方等、基本的な知識を学べます。同じ頃に赤ちゃんが生まれるお母さんが集まりますので、同じ地域の人との出会いの場でもあります。

開催：5月・9月・1月の年3回

通知：郵送

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

2) 両親学級

もうすぐお母さんとお父さんになる夫婦を対象に、夜7時から開催しています。

(初産婦を対象としていますが、ご希望であれば経産婦も参加可能です。)

開催：5月・9月・1月の年3回

通知：郵送

内容：①おやじの子育て（先輩パパの話を聞き、父親の役割を考えてみましょう）

②妊婦シミュレーター（妊婦さんの大変さを疑似体験）

③沐浴実習（赤ちゃんのお風呂の入れ方実習）

④児心音聴取（赤ちゃんの心臓の音を2人できいてもらいます）

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

3) 親子歯科クリニック



妊娠中は、お口の健康を保つことがより大切な期間です。

開催：6月・10月・2月の年3回

通知：郵送

内容：歯科検診、ブラッシング指導、栄養指導、保健指導



 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

2. 生まれる前の準備



4) おもいやり駐車場

全員
対象

公共施設やスーパーなどの車イス使用スペースを、妊産婦（妊娠7か月～産後6か月）の方も利用できます。詳しくは子育て世代包括支援センターへお問い合わせ下さい。

☎ 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

5) 子育て応援パスポート「ぐ〜ちょきパスポート」

全員
対象

このパスポートは、妊婦さんから18歳までの子供のいるご家庭に交付しています。県内共通に使えるパスポートで、協賛店に提示することで商品の割引や買い物ポイントの加算といったサービスを受けられます。協賛店は店内にステッカーを提示しているほか、群馬県のHPで紹介されています。母子手帳交付時に交付している他、子育て世代包括支援センターで随時申込を受け付けています。

☎ 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142



6) 助産制度

生活保護世帯等で、出産費用を負担できない方が入院・出産できるよう分娩費用を助成する、児童福祉法に定められた制度です。詳しくは役場保健福祉課へお問い合わせください。

☎ 役場保健福祉課
0278-58-2115

3. 赤ちゃんが生まれたら



1) 出生届



誕生おめでとうございます！お子さんが生まれたら、生まれた日を含み**14日以内**に「出生届」を提出してください。届出用紙は、役場や全国の自治体、出産した病院等にあります。

▼提出先

親の住所地、子どもが生まれたところ、親の本籍地のいずれかに提出してください。

▼出生届に必要なもの

- a)届出人の印鑑(認め印可)
 - b)母子健康手帳
 - c)子が加入する保険証(写しでもよい)
 - d)児童手当の振込口座の預金通帳(一人目の子の場合)
- ※児童手当の振込口座は父母名義の所得が高い方もの
※c)～d)は住所地での手続きになります。

▼名前など届出用紙に記入

用紙の右側は、「出生証明書」になっています。退院までに医師又は助産師から記入してもらってください。名前が決まったら、用紙の左側を記入します。

▼届出人

原則として子の父または母です。

届出人が署名押印したあと、届出用紙を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

 役場住民課
0278-58-2116

3. 赤ちゃんが生まれたら



2) 健康保険の加入手続き



お父さん、お母さんの健康保険に赤ちゃんの加入手続きをしましょう。必要な書類は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

▼片品村国民健康保険に加入している方（被保険者）が出産したとき

母子健康手帳、印鑑、お父さん／お母さんの国民健康保険証を持参し、役場保健福祉課にて手続きしてください。

 役場保健福祉課
0278-58-2115

▼社会保険（国民健康保険以外の健康保険）に加入している方が出産したとき

勤め先などに確認してください。

 勤務先、健康保険
組合、協会けんぽ

3) 小児医療費助成制度（福祉医療）



村では高校3年生までの児童を対象に、医療費の保険適用の自己負担分を全額助成しています。（入院時の食事代は自己負担となります。）申請は、出生や転入の翌日から**14日以内**におこなってください。申請手続きが遅れると、遡っては助成されない場合があります。県外で受診した場合は、医療機関で支払った領収書を受診日から2年以内に役場保健福祉課へお持ちください。但し、薬の容器代、予防接種代などの保険適用外分は助成されません。

 役場保健福祉課
0278-58-2115





3. 赤ちゃんが生まれたら



4) 児童手当



児童手当は、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

▼支給対象

- ・ 支給対象者:日本国内に住民登録がある、児童の養育者
 - ・ 対象となる児童:日本国内に住民登録がある、高校生年代までの児童
- ※「高校生年代までの児童」とは、18歳到達後の最初の年度末までの児童のことです。

▼支給額

- ・ 3歳未満:15,000円
- ・ 3歳～高校生年代までの第一子第二子:10,000円
- ・ 0歳から高校生年代までの第三子以降:30,000円
- ・ 18歳年度末から22歳年度末までの子:算定対象

※多子加算は、18歳到達後の最初の年度末から22歳到達後の最初の年度末までの子を含め、子が三人以上いる場合に適用されます。

▼認定請求

出生・転入等であらたに受給資格が生じた場合、保健福祉課で手続きをしてください。

▼額改定

現在手当を受けている方が、出生などにより対象となる児童が増えた場合は、額改定の手続きが必要になります。

※出生や転入の翌日から**15日**以内に申請してください。

原則として支給開始月は申請月の翌月となり、遡って支給されません（15日以内が月をまたぐ場合はこの限りではありません）。

▼申請に持参するもの

申請者の身分証明書/受給者名義の口座情報が確認できるもの(通帳等)

3. 赤ちゃんが生まれたら



5) 出産育児一時金の支給



出産後には、健康保険から出産育児一時金などが支給されます。

▼片品村国民健康保険に加入している方（被保険者）が出産したとき

加入者が出産したとき、出生児一人ごとに50万円の一時金が支給されます（妊娠85日以上
の死産・流産も含む）。かかった出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、
原則として片品村国民健康保険から直接医療機関へ支払われます。出産にかかった費用が
50万円を超えた場合はご自身が差額を病院等に支払い、50万円未満の場合はその差額分
を片品村国民健康保険に請求することが出来ます。

申請に必要なもの＞＞保険証・申請者の印鑑・申請者名義の振込先口座のわかるもの

 役場保健福祉課
0278-58-2115

▼社会保険（国民健康保険以外の健康保険）に加入している方が出産したとき

勤務先などで手続きをしてください。社会保険に1年以上加入していて、片品村国民健康保
険に加入後6か月以内に産まれた方は、社会保険から支給されます。社会保険の被保険
者には、育児休業期間中は社会保険料が免除される制度もあります。

 勤務先、健康保険
組合、協会けんぽ

6) 子育て応援給付金

全員
対象

国が創設した出産・子育て応援交付金に基づき、すべての子育て家庭が安心して子育てがで
きるよう「伴走型の相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施しています。子育て応援給
付金(出生児1人あたり5万円)の給付には、訪問等による面談実施と申請書の提出が必要です。

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

7) 出産祝い金

片品村ではお子様の誕生を祝い、健やかな成長を願って3人目以降のお子様を出産された
場合、出産祝金30万円を支給します。

▼申請期限：対象児の出産の日から**60日**以内に提出してください。

※「3人目以降」とは、

- ・対象児の父又は母に養育されている子の3人目以降です。
- ・1人目・2人目の子については、実子・養子の別や年齢は問いません。
- ・父又は母の前配偶者との間に生まれた子で、申請者と生計を同じくしている場合は1人目・2人目の子に含みます。
- ・養育していたが現在は独立した子や出生後亡くなられた子も、1人目・2人目と数える事ができます。
- ・外国籍の子で国外に居住している子は、1人目・2人目と数える事ができません。

 役場保健福祉課
0278-58-2115



3. 赤ちゃんが生まれたら



8) チャイルドシート購入費補助

全員
対象

村では利用者の経済的負担を軽減するために、チャイルドシート購入費補助をおこなっています。対象者は片品村に住所を有する満1歳未満児の父母です。補助金額は購入金額の2分の1（千円未満切り捨て）で限度額は1万円です。

 役場保健福祉課
0278-58-2115

9) 未熟児養育医療制度

生まれた時の体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟なままで生まれた赤ちゃん（0歳児）が、指定された医療機関へ入院した場合、最長で1歳の前々日まで公費による医療の給付が受けられます。給付対象となる症状や医療給付が行える医療機関には制限があります、詳しくは子育て世代包括支援センターにお問い合わせください。

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

10) 低出生体重児の届出

生まれた時の体重が2,500g以下の場合には、母子手帳別冊のハガキまたはお電話にて子育て世代包括支援センターへご連絡ください。保健師による訪問や電話相談などを行っています。もし何か心配なことがありましたら、子育て世代包括支援センターまでご相談ください。

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

11) 産後ケア事業

産後、お母さんが安心して子育てができるよう、体調不良で回復に不安がある方や育児不安の高い方などを対象に、助産師による授乳指導・育児相談や母子のケアが受けられます。

訪問型と宿泊型のサービスがあり、合算して7日間利用できます。

利用料や対象時期等、詳しくは、子育て世代包括支援センターまでご相談ください。

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142





4. 乳幼児の健診や健康管理



1) 家庭訪問（新生児／乳幼児訪問指導）

全員
対象

片品村では、赤ちゃんとお母さんを対象に、保健師が自宅を訪問し身体測定や育児相談をお受けしています。ぜひお気軽にご相談ください。

＜相談・アドバイスの一例＞

- ・授乳方法で困っていませんか？ 母乳のこと、ミルクの与え方等
 - ・赤ちゃんのことで心配なことはありませんか？ 体重の増え、予防接種など
 - ・健康管理センターやおかあさんの集まりを活用してみませんか？
- ベビーサロン、乳幼児健診、おかあさんみんなあつまれのご案内等

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

2) ベビーサロン（乳児相談）

全員
対象

健康管理センターにて、偶数月に赤ちゃん（12ヶ月まで）と保護者の方を対象とした事業です。専門職より子育て講話があり、身体測定や育児相談、栄養相談ができます。また、情報交換の場ともなりますので是非ご参加ください。

※詳しい日程は、役場が作成する乳幼児健診予定表及び、防災無線の放送を確認してください。

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142



4. 乳幼児の健診や健康管理



3) 乳幼児健診



子どもの健やかな成長発達を確認するために、定期的に健診を行なっています。

医師をはじめ、保健師、栄養士への相談の場です。日ごろお子さんの様子で気になることや心配なことなどお気軽にお尋ねください。

▼健診スケジュール

乳児健診： 4ヶ月児、7ヶ月児、12ヶ月児

1歳6ヶ月児健診： 1歳6ヶ月児

親子歯科クリニック： 2歳児

はにっこくらぶ： 2歳6ヶ月児

3歳児健診： 3歳児



※対象の月齢を過ぎたお子さん（満月齢）を対象としています。

▼内容 問診、身体測定、診察、栄養指導、歯科指導、保健相談

▼持ち物 母子手帳、筆記用具、タオル、歯ブラシ

子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

4) 健診後のサポート

お子さんの成長発達を支援するため、様々な関係機関と連携し、健診後も継続的なサポートをしています。子育て世代包括支援センターの職員を中心に、必要な支援が受けられるように相談応じたり提案させていただきます。

▼県の療育支援事業（マザー＆チャイルド、巡回相談）

▼通所や訪問によるサービス（児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業など）

▼児童相談所の心理士による発達相談や成長段階の確認等

子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

5) 予防接種

子どもは、病気にかかりやすいものです。予防接種で予防できる病気もあります。予防接種に対する正しい理解のもとで接種しましょう。県内医療機関（県医師会所属の医療機関）で予防接種を受けることができます。

※新生児訪問時にご説明いたします。

※次ページのスケジュール表をご参照ください。



産院によっては、予防接種の相談もできます。第一子の場合、早めに相談することをお勧めします。

保健福祉課（保健係）
0278-58-2118

4. 乳幼児の健診や健康管理

定期の予防接種の対象者及び接種期間

		6週	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1歳	3月	6月	7月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	6月
ロタ	ロタリクス(1価)		①	②																	
	ロタテック(5価)		①	②	③																
B型肝炎			①	②				③													
		標準的には生後2か月から生後9か月に達するまでの期間に接種 1回目から27日以上の間隔をおいて2回目を接種した後、1回目の注射から139日以上の間隔をおいて3回目を接種																			
小児肺炎球菌 ※注	接種開始年齢																				
	2～6か月																				
	7か月～1歳未満																				
	1歳																				
	2歳以降																				
ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ・ヒブ (五種混合)																					
結核 (BCG)																					
麻しん・風しん (MR)																					
水痘 (水ぼうそう)																					
日本脳炎																					

病気にかかりやすい時期を考慮して定められた標準的な期間です。

予防接種法に定められた定期の予防接種を受けられる期間です。

※注：小児肺炎球菌予防接種は接種開始年齢によって回数が違います。

5. 子育て支援



新生児期を過ぎ、外気浴を始める頃になると、お子さんとのお出かけを意識しはじめるでしょうか。村内で、お子さんと一緒におでかけできる場所をご紹介します。

1) おかあさんみんなあつまれ

全員
対象

子育ての情報交換や悩みを共有しつつ楽しく子育てをしていくことを目的とした、村のお母さんの集まりです。年に4-5回、子どもといっしょに遊んで楽しめる催しや遊びをおこなっています。子供同士の交流はまたちがった刺激になります、一緒に遊ばせましょう。

活動例：8月夏祭り、10月ハロウィン&林檎狩り、12月クリスマス会、1月節分の工作

 尾瀬じどうかん
0278-58-3985

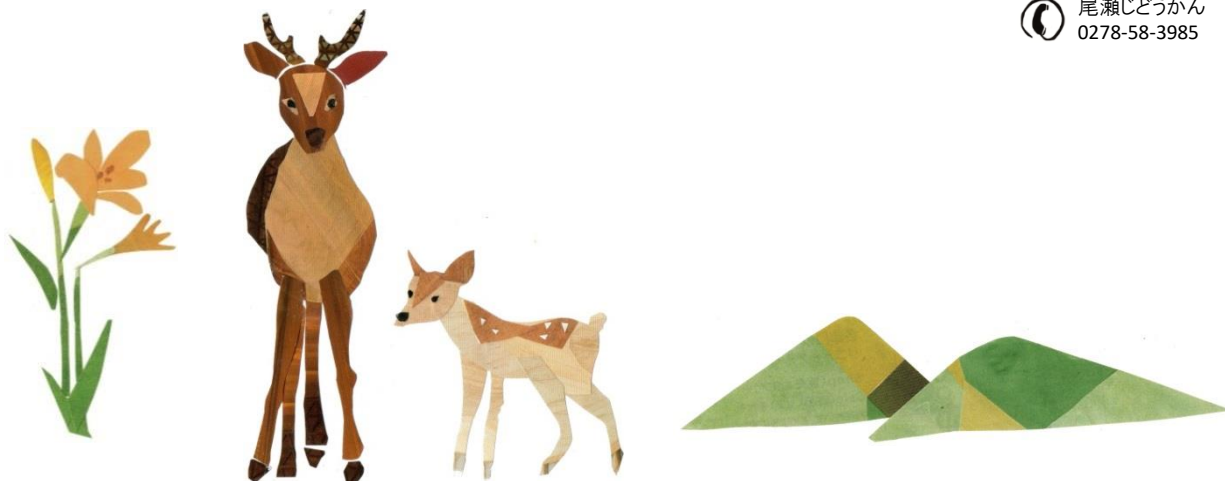
2) 尾瀬じどうかん

全員
対象

尾瀬じどうかんは、子どもが心身すこやかに育つためにある、遊ぶための場所です。0歳から18歳までなら誰でも無料で遊べ、小学生以下は保護者の付き添いが必須です。遊具やおもちゃを使って自由にお子さんと遊べます。また、子育て支援の一環として0歳児から参加できる親子遊び（手遊び、歌リズム遊び、製作、絵本の読み聞かせ）などお子さんも楽しめる様々な企画や子育て相談等も行っています。自由に参加できますので是非足を運んでみましょう。

※毎月の予定は、毎月発行される「尾瀬じどうかんだより」を参照してください。

 尾瀬じどうかん
0278-58-3985





5. 子育て支援



3) 子育て応援パスポート「ぐ〜ちょきパスポート」

全員
対象

本事業に協賛された群馬県内の店舗等（ぐ〜ちょきショップ）に、「ぐ〜ちょきパスポート」を提示することで「ちょっとお得」な特典の提供が受けられます。協賛ステッカー等が掲示されている店舗にて「ぐ〜ちょきパスポート」をご提示ください。各協賛店舗等ごとに設定されている代金割引、ポイント追加、無料サービス等が受けられます。3ページもあわせてご参照ください。

 子育て世代包括支援センター
0278-58-2142

4) 保育所の子育て支援

年8回程度片品保育所の子育て支援へ参加できます。手遊び歌、絵本の読み聞かせ、工作などを、保育所にておこないます。いつもとはちがった雰囲気の中で、沢山の刺激を受けることでしょう。

保育所に入所していない幼児に対し、保育所から開催通知が送付されます。 片品保育所
0278-58-3172

5) 保育所の園庭開放事業

全員
対象

未入所の幼児とその保護者の方を対象とした事業です。開放日には、保育所で入所児と自由に遊ぶことができます。また、子育てについて保育士と相談することができます。

▼開放時間： 祝日を除いた月曜日から土曜日の午前9:00～午前11:00

保育所の事業等により開放できない場合もありますのでお問い合わせください。

 片品保育所
0278-58-3172

6) 一時預かり保育事業

片品保育所では、急な保護者の病気、看護、出産、就労、就学、育児疲れの解消などの理由により、お子さんを一時的にお預かりする「一時預かり保育事業」を実施しています。依頼する場合は保育所へお問い合わせください。

▼対象児童 村内居住の満1歳から就学前の児童(離乳食が完了していること)

▼利用時間 平日・土曜 8:30～16:00(利用できない日:日曜・祝日・年末年始)

▼利用料金 満1歳～満2歳(2,000円/日) 満3歳以上(1,500円/日)

※保育所の保育状況によってはお断りする場合があります。

 片品保育所
0278-58-3172



5. 子育て支援



7) 保育所への入所

保護者が働いている場合や、疾病等の理由によって保育に欠けると認められる（家庭での保育が困難であると認められる）場合、保護者に代わって保育します。

片品村内の保育所は、片品保育所（定員100名）の1か所です。毎年9月に、翌年度の保育所入所申込み受付を行います。

保育を希望される方は、次の要領により申込みをして下さい。（現在、入所中で次年度も継続し入所を希望される場合も、新たに申込みをして下さい。）

▼受付時間

下記の開所時間

▼申込書の交付及び受付場所

片品保育所にご用意してあります。記入後、片品保育所に提出してください。

▼保育時間

○保育短時間

・平 日 午前8時30分～午後4時

○保育標準時間

・平 日 午前7時30分～午後6時30分

・土曜日 午前8時30分～午後4時30分

▼保育料

保育料は村民税により算定されます。

村内在住の児童は2歳の誕生月の翌月から無料となります。

※保育所は、家族に代わって児童の世話をする福祉施設です。すべての児童は、その家族で両親の暖かい愛情のもとで育てられることが理想です。しかし、両親が共働きをしている場合や病気などにかかっているために、十分に保育することができないことがあります。保育所は、これら保育に欠ける児童を両親に代わって保護養育する事を目的としています。

※入所の可否は先着順ではなく、家庭の事情を総合的に審査して決定されます。



役場保健福祉課
0278-58-2115

6. 学校教育（小学校入学以降）



1) 就学時健康診断



入学する前の年の秋頃に、入学予定の小学校で健康診断がおこなわれます。

教育委員会事務局から保護者へ通知しますので、記載内容を確認の上、指定される日に受診してください。

 教育委員会事務局
0278-58-2144

2) 新入学手続き



入学する年の1月下旬に、教育委員会事務局から保護者へ入学通知書を送付しますので、記載内容を確認の上、4月の入学式に持参してください。また、2月上旬に入学予定の小学校で入学説明会があります。その際に学用品等の販売もありますので、入学にあたり必要な学用品をそろえてください。

 教育委員会事務局
0278-58-2144

3) 小学校入学後の子育て支援

▼尾瀬放課後児童クラブ

片品村では放課後、仕事をする保護者が迎えにくるまで間、尾瀬放課後児童クラブで過ごすことができます。利用には登録が必要になります。

 尾瀬じどうかん
0278-58-3985





6. 学校教育（小学校入学以降）



4) 転校手続き

小中学校に通っているお子さんが、村内へ転入または村外へ転出するときは、小中学校の転校手続きが必要になります。

▼村内への転入

役場住民課で住所異動の届出後に、前の学校で発行された書類とともに、入学する学校へ持参してください。

▼村外への転出

現在通っている学校から転校に必要な書類が発行されますので、まずは現在通っている学校へ相談してください。住所異動の届出後に、転入先の教育委員会で「入学通知書」が発行されます。前の学校で発行された書類とともに、入学する学校へ持参してください。

 教育委員会事務局
0278-58-2144

5) 就学援助制度

経済的な理由により、小中学校に通うことが困難な児童・生徒に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行っています。認定要件がありますので、詳細は各小中学校へお問い合わせください。

 教育委員会事務局
0278-58-2144

6) 片品村教育ローン利子補給交付制度

片品村教育委員会では奨学資金の新規貸し付けを令和4年度で終了しました。

なお、現在貸付けしている奨学生へは、貸付決定した期間まで貸付けを継続します。

令和5年度からは、教育ローンの利子補給を開始しますので、みなさんご利用ください。

交付対象者に要件等もありますので、詳しくはお問い合わせください。

 教育委員会事務局
0278-58-2144





7. 発達支援の必要なお子さんのために



発達支援の必要なお子さんの保護者を対象とした各種制度などをご紹介します。

これらの制度は病気の種類等によって該当する制度が異なりますので、よくお確かめのうえ申請してください。お困りの際は、役場保健福祉課にご相談ください。

▼福祉医療

医療費(保険診療)のうち、自己負担しなければならない費用を村が負担し、無料になる制度です。(入院時食事療養費、訪問看護、柔道整復師、薬剤一部負担金、治療用装具等の費用も含みます)

▼療育手帳

知的障害者(児)が一貫した療育・援助を受け、放課後等デイサービスなどの福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度により[A]、[B]に区分されます。

▼特別児童扶養手当

身体・知的及び精神に障害を持つ**20歳未満**のお子さんを養育している方に支給されます。

▼身体障害者手帳

身体に障害のある人が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。固定した障害のある方に交付され、障害の程度により1～6級まで区分されます。

▼精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある人が様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障害の程度により1級から3級に区分されます。

▼自立支援給付

▼小児慢性特定疾患医療給付

子どもの慢性疾患のうち小児がんなど特定の疾患について、児童の健全育成を目的として疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう医療費の自己負担分を補助するものです。(18歳未満の児童が対象)

▼心身障害者(児)扶養共済制度

▼重度心身障害者(児)医療費助成制度



8. ひとり親家庭のために



ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、お子さんがすくすく育つために手当や助成があります。これらには、手続きが必要です。持参するものなどを、事前にお問い合わせください。

▼児童扶養手当

父母の離婚等により、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を監護または養育している父子・母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない原則**18歳**以下の児童の親、あるいは親にかわってその児童を養育している方に手当が支給されます。

▼ひとり親家庭等の医療費助成制度

19歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭を対象に、医療費の自己負担分を助成しています。要件として、就労や所得制限等があります。申請は、ひとり親家庭になった日や転入の翌日から**14日以内**にしてください。手続きが遅れると遡っての助成が受けられない場合があります。

▼母子・寡婦福祉資金貸付制度

事業・修業・就学・修学・就職の仕度・技能の習得・生活・療養・住宅などの資金を無利子または低利で貸付する制度です。

▼仕事さがし、技能訓練などのために

資格取得、技能訓練など仕事につくための支援を紹介します。

- a)自立支援教育訓練給付金
- b)高等技能訓練促進費
- c)税の軽減（寡婦（夫）控除など）

 役場保健福祉課
0278-58-2115



発行＞ 片品村役場
発行日＞ 平成 27 年11月
最新改定日＞ 令和 7年 11月
発行担当課＞ 片品村役場 保健福祉課
片品村 www.vill.katashina.gunma.jp

